一　地域再生計画の作成主体の名称　岐阜県、関市及び郡上市
二　地域再生計画の名称　人と自然が調和した交流文化のまちづくり
三　地域再生計画の区域の範囲　郡上市の全域及び関市の区域の一部（板取地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百二十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　岐阜県及び岐阜県揖斐郡揖斐川町
二　地域再生計画の名称　人と自然がふれあいともに輝く元気なまちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　岐阜県揖斐郡揖斐川町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百二十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　岐阜県及び岐阜県加茂郡白川町
二　地域再生計画の名称　自然の恵みを活かし心のあったまるまちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　岐阜県加茂郡白川町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百二十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　飛騨市
二　地域再生計画の名称　地域の自然と文化を活かし、安全で安心して暮らせる町づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　飛騨市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百二十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　岐阜県不破郡垂井町
二　地域再生計画の名称　第二期　自然・歴史環境との共生づくり―やすらぎプラン
三　地域再生計画の区域の範囲　岐阜県不破郡垂井町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百二十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　静岡県及び静岡市
二　地域再生計画の名称　静岡市いきいき交流まちづくり計画（第二期）
三　地域再生計画の区域の範囲　静岡市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百二十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　静岡県及び浜松市
二　地域再生計画の名称　浜松市天竜美林活用促進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　浜松市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百二十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　静岡県及び御殿場市
二　地域再生計画の名称　御殿場市産業活性化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　御殿場市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百二十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　静岡県及び静岡県榛原郡川根本町
二　地域再生計画の名称　川根本町　人が行き交い、にぎわいのあるふるさとづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　静岡県榛原郡川根本町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百二十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　静岡県周智郡森町
二　地域再生計画の名称　「ええら森町！清流・太田川との共生計画」
三　地域再生計画の区域の範囲　静岡県周智郡森町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第百三十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫